



さらに便利で使いやすく。

# e-Tax

国税電子申告・納税システム

## e-Taxを使えば、こんなことが大変便利

1. 自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます。

- 消費税、所得税、法人税、相続税、贈与税、印紙税、酒税、揮発油税及び石油ガス税などの申告ができます（中間申告、予定申告を含みます。）。
- 各種申請・届出のほか、納税証明書の交付請求や法定調書の提出などができます。

※ 申請・届出等には、消費税の各種届出のほか、設立（開業）の届出、青色申告の承認申請、給与支払事務所等の開設等届出、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請などがあります。

2. ダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。

- 金融機関や税務署に向くことなく納税ができ、特に利用回数の多い手続に便利です（消費税の中間納付や源泉所得税の毎月納付など）。

## e-Taxをご利用いただく前に

step1

電子証明書等を取得してください（納付のみご利用の場合、step1は不要です。）。

### 1. 電子証明書の取得

申告等データを送信する際には、電子署名を行っていただく必要がありますので、事前に電子証明書を取得してください。

※ 税理士が税務書類（データ）を作成し、納税者に代わって送信する場合、納税者本人の電子証明書を取得する必要はありません。

※ e-Taxで利用可能な電子証明書については、e-Taxホームページでご確認ください。

※ 電子証明書の取得には手数料が必要です。ただし、「公的個人認証サービス」に係る電子証明書は、「マイナンバーカード（個人番号カード）」に格納されており、「マイナンバーカード」の交付申請に係る手数料は、当面は無料です（再発行の際は、原則として手数料が必要です）。具体的な取得方法等については、各電子証明書の発行機関へおたずねください。

### 2. ICカードリーダライタの用意

利用する電子証明書がICカードに組み込まれている場合には、別途ICカードリーダライタが必要になりますので、事前に用意してください（利用する電子証明書の仕様合ったものを確認の上、家電販売店等でお買い求めください。）。

step2

e-Taxの開始届出書を提出して利用者識別番号を取得してください。

e-Taxの利用に際しては、事前にe-Taxの開始届出書を納税地を所轄する税務署に提出して、利用者識別番号を取得してください。

e-Taxの開始届出書の提出は、e-Taxホームページからオンラインで提出することができ、利用者識別番号がオンラインで発行（通知）されます。

step3

電子証明書等の登録を行ってください。

国税庁が提供するe-Taxソフト等を使用して、初期登録（利用者ファイルの作成及び電子証明書の登録等）を行ってください（e-Taxソフトは、e-Taxホームページから無償でダウンロードできます。）。

## 令和2年4月から大法人の電子申告が義務化されました

令和2年4月以後開始する事業年度（課税期間）から、事業年度開始時の資本金の額等が1億円超などの要件に該当する法人等に対し、法人税等及び消費税等の申告書について、その添付書類を含め、提出方法が電子申告に義務化されました。

## 利用可能時間

月曜日～金曜日（土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。） 24時間

（注）土日祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始となります。

毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日 8時30分～24時

※ 利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

詳しい情報はe-Taxホームページへ  
<https://www.e-tax.nta.go.jp>

※ e-Taxの最新情報やご利用に当たっての手続等について説明しています。



この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。